ご契約に関わる重要事項［低圧］（契約締結後）

この書面は、Nature 株式会社（以下「当社」といいます。）が、電気事業法第 2 条の 14 の規定に従い、当社がお客さまと締結した電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）に関する重要な事項に関する書面を交付するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解いただきますようお願い致します。

この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電気需給約款［低圧］（以下「この需給約款」といいます。）に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、この需給約款をご参照ください。

1. ご契約について

(1) お客さまの供給地点特定番号

当社よりお送りします供給開始日のご案内に関するメールに記載の供給地点特定番号とします。

(2) 契約年月日

当社よりお送りします供給開始日のご案内に関するメールに記載の申込み受付完了日を契約年月日とします。

(3) 契約期間・更新

需給契約が成立した日から、需給開始日から 1 年目の日までとし、契約期間満了までに、需給契約の終了または変更がない場合、同一条件で同一の期間更新し、以後も同様とします。この場合、当社は、更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間を説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

(4) 需給開始予定日

他社からの切替えの場合、原則として、供給の開始に必要な当該一般送配電事業者（お客さまの需要場所を供給区域とする北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社または九州電力送配電事業者をいい、以下同様とします。）の手続きの完了後最初の、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める計量期間、検針期間（以下「計量期間等」といいます。）の始期といたします。

(5) 契約電力・契約電流・契約容量

＜契約電力＞

各月の契約電力は、原則としてその 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力（当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、その電気の需給契約における最大使用電力を含みます。）のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社が当該一般送配電事業者から当社による電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領できるまでの間、各月の契約電力は、当社による電気の供給を受けた日から当月までの期間における最大使用電力となりますが、当該結果等を受領後、遡って第 1 文に基づき算定された契約電力を適用することがあります。

＜契約電流・契約容量＞

申込時に申出の契約電流または契約容量（以下、契約電力と併せて「契約電力等」といいます。）

とし、この需給約款の定めに従い当社とお客さまとの協議によって決定されます。なお、原則として契約電流または契約容量は、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切替えの場合、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力等の値を引き継ぐものといたします。

(6) 供給電圧・周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(7) 価格適用期間の区分

＜夏期・冬期＞

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日および 8 月 1 日から 10 月 31 日の期間をいいます。

＜春期・秋期＞

毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日、および 11 月 1 日から 12 月 31 日の期間をいいます。

(8) 電気料金およびその算出方法

ハイブリッドプランの電気料金は、それぞれの価格適用期間によって算定いたします。

<u>ハイブリッドプラン</u>

＜夏期・冬期＞

夏期・冬期の電気料金は、「電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合計といたします。各料金単価については、下記料金表の通りです。

	単位	単価(税込)
北海道電力ネットワークの供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	29.5 円
東北電力ネットワークの供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	26.4 円
東京電力パワーグリッドの供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	26.4 円
中部電力パワーグリッドの供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	26.4 円
北陸電力送配電の供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	21.3 円
関西電力送配電の供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	22.4 円
中国電力ネットワークの供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	24.4 円
四国電力送配電の供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	24.4 円
九州電力送配電の供給区域	使用電力１キロワットアワーにつき	23.4 円

再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力１キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金

＜春期・秋期＞

春期・秋期の電気料金は、「託送料金（基本料金）＋電力調達料＋事業運営費＋再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合計といたします。各料金単価については、下記料金表の通りです。

北海道電力ネットワークの供給区域

内訳		単位	単価
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力１キロワットにつき	231.00 円
		電流制限器/主開閉器契約の場合 契約電力 10 アンペアまたは、契約容量 １キロボルトアンペアにつき	184.80 円
	従量料金	使用電力量１キロワットアワーにつき	7.98 円
電力購入料		使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30 分ごとの電力を使用した時間帯における北海道電力ネットワークの供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量１キロワットアワーにつき	4.50 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量１キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流 15 アンペアの場合は、託送料金における基本料金は 277.20 円となります。

東北電力ネットワークの供給区域

内訳		単位	単価（税込）
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力１キロワットにつき	176.00 円
		電流制限器/主開閉器契約の場合 契約電力 10 アンペア または、契約容量 １キロボルトアンペアにつき	126.50 円
	従量料金	使用電力量１キロワットアワーにつき	8.91 円

電力調達料	使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30 分ごとの電力を使用した時間帯における東北電力ネットワークの供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費	使用電力量１キロワットアワーにつき	4.50 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力量１キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流 15 アンペアの場合は、託送料金における基本料金は 189.75 円となります。

東京電力パワーグリッドの供給区域

内訳		単位	単価（税込）
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力１キロワットにつき	214.50 円
		電流制限器/主開閉器契約の場合契約電力 10 アンペアまたは、契約容量１キロボルトアンペアにつき	143.00 円
	従量料金	使用電力量１キロワットアワーにつき	7.48 円
電力調達料		使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30 分ごとの電力を使用した時間帯における東京電力パワーグリッドの供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量１キロワットアワーにつき	4.50 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量１キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流 15 アンペアの場合は、託送料金における基本料金は 214.50 円となります。

中部電力パワーグリッドの供給区域

内訳		単位	単価（税込）
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力１キロワットにつき	198.00 円

		電流制限器/主開閉器契約の場合 契約電力 10 アンペア または、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	126.50 円
	従量料金	使用電力量 1 キロワットアワーにつき	8.09 円
電力調達料		使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30 分ごとの電力を使用した時間帯における中部電力パワーグリッドの供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量 1 キロワットアワーにつき	4.50 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量 1 キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流 15 アンペアの場合は、託送料金における基本料金は 189.75 円となります。

北陸電力送配電の供給区域

内訳		単位	単価（税込）
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力 1 キロワットにつき	170.50 円
		電流制限器/主開閉器契約の場合 契約電力 10 アンペア または、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	132.00 円
	従量料金	使用電力量 1 キロワットアワーにつき	7.01 円
電力調達料		使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30 分ごとの電力を使用した時間帯における北陸電力送配電の供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量 1 キロワットアワーにつき	4.50 円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量 1 キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流 15 アンペアの場合は、託送料金における基本料金は 198.00 円となります。

関西電力送配電の供給区域

<table>
<tr><th colspan="2">内訳</th><th>単位</th><th></th><th>単価（税込）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">託送料金</td><td rowspan="4">基本料金</td><td rowspan="2">実量契約</td><td>1 接続送電サービスにつき（最初の 6 キロワットまで）</td><td>198.00 円</td></tr>
<tr><td>6 キロワットを超える 1 キロワットにつき</td><td>66.00 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主開閉器契約</td><td>1 接続送電サービスにつき（最初の 6 キロボルトアンペアまで）</td><td>165.00 円</td></tr>
<tr><td>6 キロボルトアンペアを超える 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>55.00 円</td></tr>
<tr><td>従量料金</td><td colspan="2">使用電力量 1 キロワットアワーにつき</td><td>8.09 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">電力調達料</td><td colspan="2">使用電力量を（1-損失率）で除した値につき</td><td>30 分ごとの電力を使用した時間帯における関西電力送配電の供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。
ただし、スポット市場価格が 100 円を超えた場合は、100 円に消費税等相当額を加えた価格。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業運営費</td><td colspan="2">使用電力量 1 キロワットアワーにつき</td><td>4.5 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">再生可能エネルギー発電促進賦課金</td><td colspan="2">使用電力量 1 キロワットアワーにつき</td><td>経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</td></tr>
</table>

中国電力ネットワークの供給区域

<table>
<tr><th colspan="2">内訳</th><th>単位</th><th></th><th>単価（税込）</th></tr>
<tr><td>託送料金</td><td>基本料金</td><td>実量契約</td><td>1 接続送電サービスにつき（最初の 6 キロワットまで）</td><td>132.00 円</td></tr>
</table>

			6キロワットを超える1キロワットにつき	44.00円
		主開閉器契約	1接続送電サービスにつき（最初の6キロボルトアンペアまで）	104.50円
			6キロボルトアンペアを超える1キロボルトアンペアにつき	33.00円
	従量料金	使用電力量1キロワットアワーにつき		8.77円
電力調達料		使用電力量を（1-損失率）で除した値につき		30分ごとの電力を使用した時間帯における中国電力ネットワークの供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。ただし、スポット市場価格が100円を超えた場合は、100円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量1キロワットアワーにつき		4.5円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量1キロワットアワーにつき		経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

四国電力送配電の供給区域

内訳		単位		単価(税込)
託送料金	基本料金	実量契約	1接続送電サービスにつき（最初の6キロワットまで）	214.50円
			6キロワットを超える1キロワットにつき	71.50円
		主開閉器契約	1接続送電サービスにつき（最初の6キロボルトアンペアまで）	176.00円

			6キロボルトアンペアを超える1キロボルトアンペアにつき	60.50円
	従量料金	使用電力量1キロワットアワーにつき		8.92円
電力調達料		使用電力量を（1-損失率）で除した値につき		30分ごとの電力を使用した時間帯における四国電力送配電の供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が100円を超えた場合は、100円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量1キロワットアワーにつき		4.5円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量1キロワットアワーにつき		経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

九州電力送配電の供給区域

内訳		単位	単価（税込）
託送料金	基本料金	実量契約の場合 契約電力1キロワットにつき	203.50円
		電流制限器/主開閉器契約の場合 契約電力10アンペア または、契約容量 1キロボルトアンペアにつき	143.00円
	従量料金	使用電力量1キロワットアワーにつき	7.44円
電力調達料		使用電力料を（1-損失率）で除した値につき	30分ごとの電力を使用した時間帯における九州電力送配電の供給区域におけるスポット市場価格に消費税等相当額を加えた価格。 ただし、スポット市場価格が100円を超えた場合は、100円に消費税等相当額を加えた価格。
事業運営費		使用電力量1キロワットアワーにつき	4.50円
再生可能エネルギー発電促進賦課金		使用電力量1キロワットアワーにつき	経済産業省発表の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※：契約電流15アンペアの場合は、託送料金における基本料金は214.50円となります。

※各供給区域での損失率

供給区域	損失率
北海道電力ネットワークの供給区域	7.6%
東北電力ネットワークの供給区域	8.2%
東京電力パワーグリッドの供給区域	6.9%
中部電力パワーグリッドの供給区域	6.7%
北陸電力送配電の供給区域	7.9%
関西電力送配電の供給区域	7.8%
中国電力ネットワークの供給区域	8.0%
四国電力送配電の供給区域	8.3%
九州電力送配電の供給区域	8.2%

(9) 市場価格変動リスク

一般社団法人日本卸電力取引所が開設するスポット市場価格は、政治・経済情勢、国際資源価格、市場の需給関係等を反映して変動します。スポット市場の価格が高騰した場合には、電気調達料が高騰する要因となり、お支払いいただく電気料金が高額になることがあります。

(10) 使用電力量の計測方法および料金調定の方法

使用電力量は、当該一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。料金の算定期間は、計量期間等とします。ただし、①電気の供給を開始した場合、②需給契約を終了した場合は、需給約款に定める方法にて日割計算いたします。

(11) 最大使用電力の算定

料金の算定期間における最大使用電力は、託送約款等に定める接続供給電力の最大値といたします。

(12) 料金等の支払い方法

料金および工事費負担金等相当額については、クレジットカード支払いの方法によります。ただし、当社が認めた場合、口座振込の方法により支払うこともできます。なお、当社が電気の供給を受ける前の最大使用電力の算定に必要な結果等を受領後、契約電力を遡って変更したことによって、当該契約電力を適用した場合の託送料金と本文に基づき算定した契約電力を適用した場合の託送料金との差額が発生する場合、当該受領した以降、当社が指定した支払期日までに精算いただくことがあります。

料金が支払期日までに支払われない場合には、料金から消費税相当額ならびに再エネ賦課金およびその消費税相当額を控除した金額に年 10%を乗じて得た延滞利息を申し受けます。

2. 需給契約の変更または終了・解除

(1) お客さまからの申出による需給契約の変更または終了

＜需給契約の変更＞

需給契約の変更を希望される場合は、原則として、当社マイページ上により速やかに当社に変更の申込みをしていただきます。ただし、お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に契約電力等を減少しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けま

す。

＜需給契約の終了＞

需給契約期間中に需給契約の終了を希望される場合は、30 日前までに、その終了期日を定めて、当社に通知をしていただきます。ただし、お客さまが当社に終了通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合は、当該通知をもってお客さまの終了通知とみなすものとします。なお、お客さまが契約電力等を新たに設定または契約電力等を増加した後に需給契約を終了しようとする場合において、当社が当該一般送配電事業者から料金または工事費負担金の精算を求められた場合、当社は、お客さまよりその精算金を申し受けます。

(2) 当社からの需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、需給契約の解約をすることがあります。この場合、当社は、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせするものとし、(1)＜契約の終了＞のなお書きを適用いたします。

① 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
② 電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
③ 料金（既に消滅している他の需給契約におけるものを含みます。）を支払期日を経過してもなお支払われない場合
④ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
⑤ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
⑥ 破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
⑦ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
⑧ 公租公課の滞納処分を受けた場合
⑨ その他の事由により、明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがある場合
⑩ その他需給契約に反した場合

(3) 小売電気事業の廃止による解除

(2)にかかわらず、当社が、小売電気事業の継続が困難な事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合、当社は需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨を当社が適当と判断した方法により周知するものとします。

(4) お客さまの通知によらない移転による消滅

お客さまが、需給契約の終了通知をしないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

3. 電気の供給に関してお客さまにお守りいただく事項等

お客さまは、電気工作物等に支障がありまたは支障が生じるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客さまが施設した設備の無償使用、調査、保安などにご協力いただく必要がございます。詳細は、この需給約款第 5 条、第 6 条第 3 項、第 24 条および第 25 条をご参照下さい。

4. 工事費の負担

電気の供給開始や契約電力等の増加にあたってまたはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情により、当社が当該一般送配電事業者から接続供給契約に基づいて設備の施設にかかわる工事費負担金の負担を求められた場合、当社はお客さまからその費用を申し受けます。

5. その他

(1) 当社と需給契約を締結される場合、お申込み前にご利用されていた当社以外の小売電気事業者または取次店（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された小売供給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。

(2) 需給契約の変更等

① 当社がこの需給約款に記載する供給条件その他の需給契約に基づく供給条件（以下「需給契約の供給条件」といいます。）を変更する場合、あらかじめ変更後の供給条件の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

② 料金単価の変更を伴う場合またはお客さまに適用される料金プランが終了したことによる料金プランの変更を伴う場合、当社は事前に新たな料金単価または料金プランおよびその適用開始日を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。なお、新たな料金単価または料金プランをご承諾いただけない場合､お客さまはこの需給約款に定める手続きに従い、需給契約を終了することができます。

③ 需給契約の供給条件を変更しようとし、または変更した場合、③に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

④ 需給契約の供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

6. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名　　称：Nature 株式会社（登録番号：A0741）
住　　所：神奈川県横浜市神奈川区栄町 1-1　KDX 横浜ビル 11F
問い合わせ先：support-denki@nature.global

受付時間：月曜日～金曜日　10 時 ～ 18 時（年末年始・土日・祝日等を除く）

以上